

# 消費生活センターとの 連携関係について

平成22年9月14日

安心を未来につなぐナイトです。

**nite**

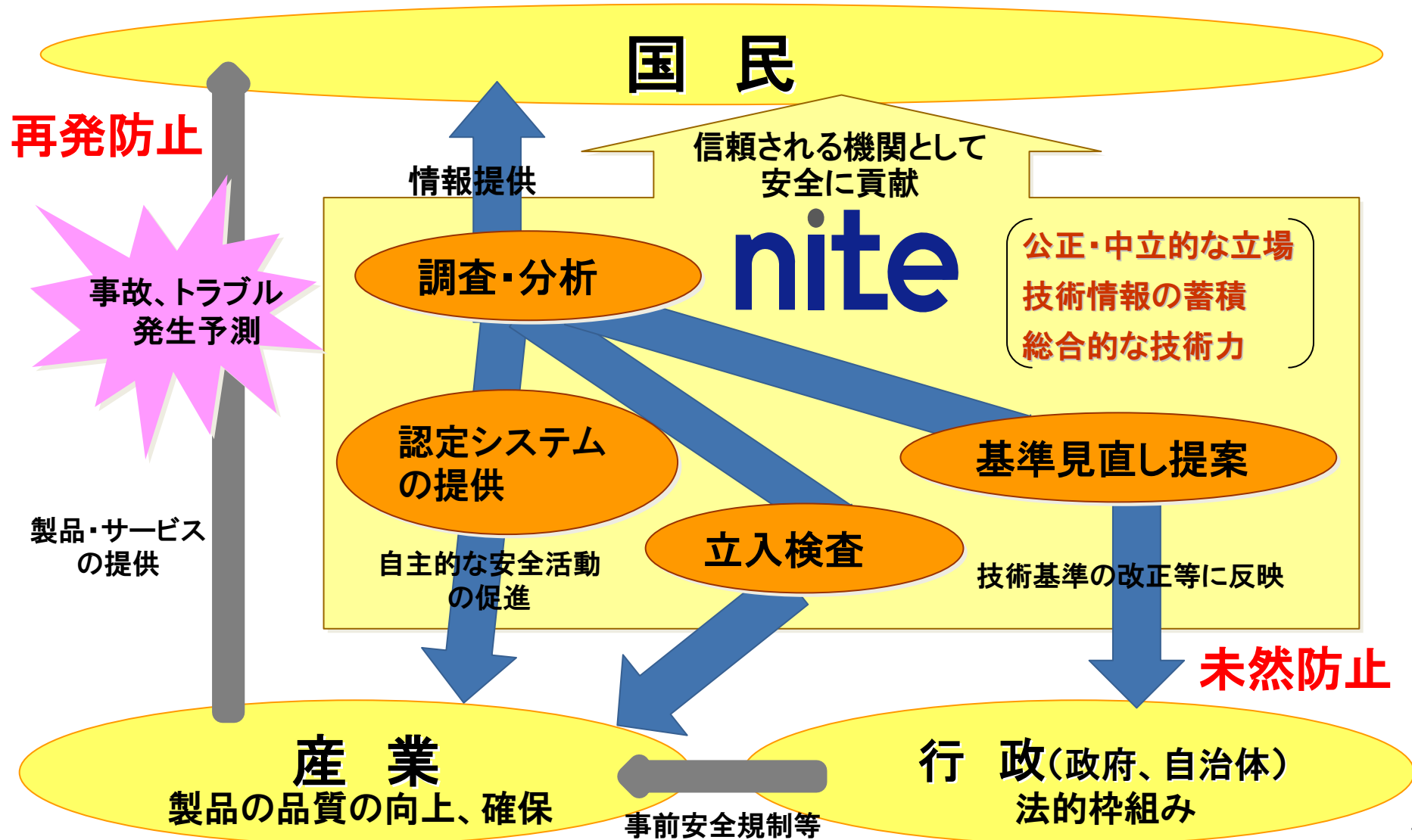
National Institute of Technology and Evaluation

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

# NITEの業務概要

nite

法執行・法執行支援業務を実施し、国民の安全を支えています



# NITEにおける製品安全関連業務

消費生活用製品安全法等に基づき、消費者が使用する工業製品に関する事故の情報を収集し、原因を究明。その結果を公表、情報提供し、事故の再発・未然防止に貢献。

製造事業者・輸入事業者

消防、警察、地方自治体等

重大製品事故

非重大製品事故

重大製品事故／非重大製品事故

報告

情報提供

消費者庁／  
経済産業省

事故情報の提供・報告

全案件調査

重大製品事故：

火災、死亡、CO中毒など

非重大製品事故：

重大製品事故以外の事故

(科学的かつ中立な立場で原因究明)

消費生活用製品安全法  
第36条第4項及び第32条の21  
第2項に基づく調査指示

経済産業省

- 消安法に基づく命令等
- 法規制制度の改正
- 規格・基準の制定・改正

事故品分析、  
リスク分析、  
経年劣化分析

- 注意喚起・情報提供
- 大臣の指示に基づく製品安全関連4法の立入検査

国民の安全を守る、事故の再発・未然防止へ

1. NITEは、消費生活用製品安全法に基づく重大事故通知に加え、その他の製品事故(非重大事故)についての情報を製造事業者、輸入事業者、販売事業者、リース事業者等から収集し<sup>(注)</sup>、原因究明を実施。

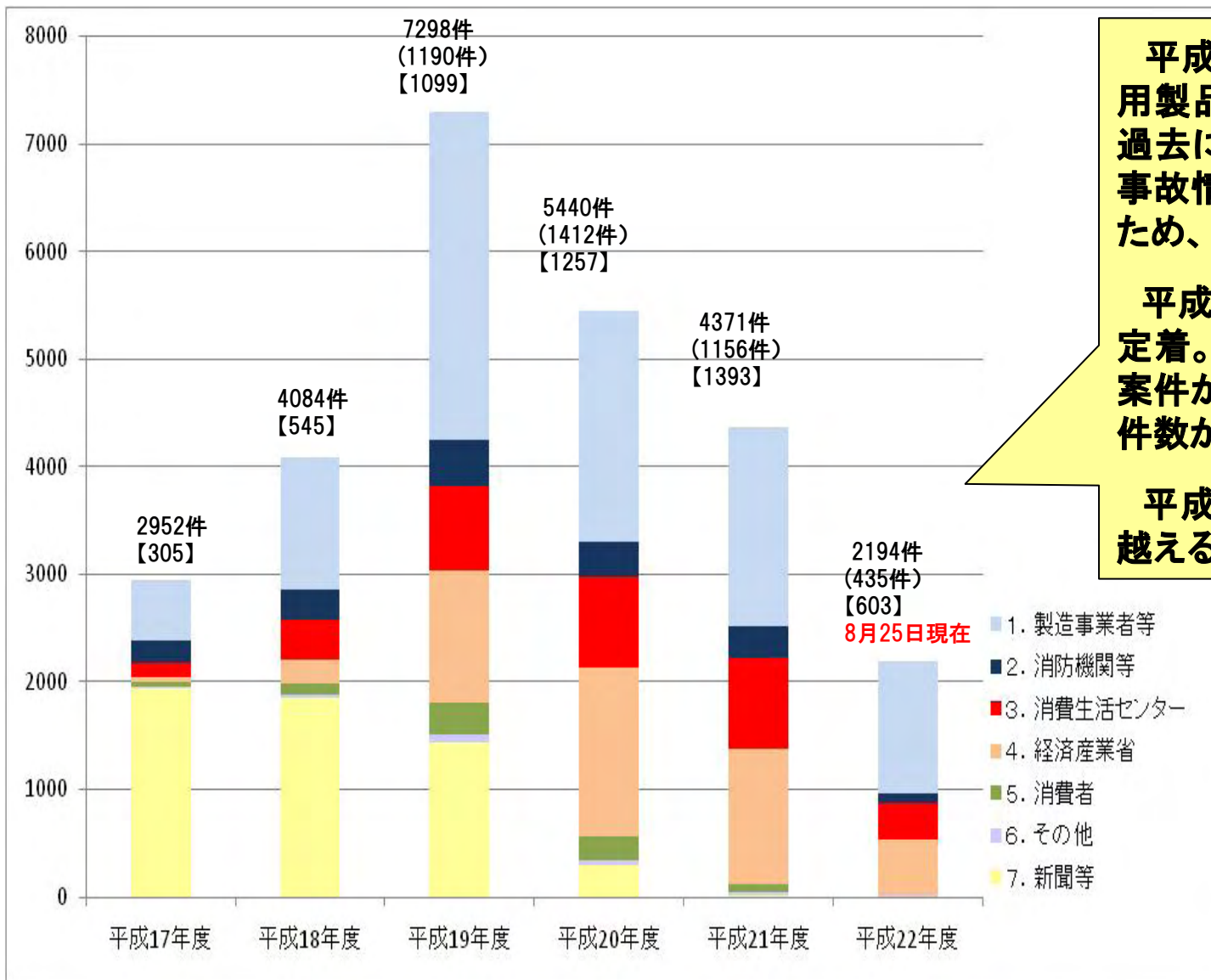
これら収集・原因究明した結果は、消費者庁及び経済産業省に報告。

2. また、消費者センター、消防、警察等については、事故の情報を消費者庁消費者安全課に通知することとなっているが、事故情報の調査分析の迅速化等の観点から、NITEにも情報提供いただくようお願いしている。

これら収集・原因究明した結果も1. 同様に消費者庁及び経済産業省に報告<sup>(注)</sup>。

(注) 平成21年9月1日付け経済産業省大臣官房商務流通審議官通達「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について」に基づくもの

# NITEの事故情報収集件数の推移 (情報源別)



平成19年度は、消費生活用製品安全法改正を受け、過去に遡って事業者からの事故情報報告を受け付けたため、一時的に急増。

平成20、21年度は制度が定着。また同一製品の多発案件が減少したこと等により、件数が安定。

平成22年度は5000件を越えるペースで推移。

※ ( )内は重大製品事故件数  
【 】内は事故品確認数  
...いずれも内数

年度別、情報源別事故情報収集件数